

「早明浦ダムの災害時における応急対策に関する協定書」締結の公募について  
(協定締結説明書を兼ねる)

標記について、協定締結事業者を公募いたしますので、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）池田総合管理所と協定締結を希望される方は、下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

令和7年3月4日

独立行政法人水資源機構  
池田総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

## 1. 協定の概要

- (1) 協定名：早明浦ダムの災害時における応急対策に関する協定書
- (2) 目的：この協定書は、独立行政法人水資源機構池田総合管理所で管理する早明浦ダム管理施設（ダム本体、貯水池等）において、地震・風水害等の自然災害時及び湖面利用等による水質等の事故発生時又は発生のおそれがある場合、独立行政法人水資源機構池田総合管理所長が実施する応急対策に対して、必要な建設機械、資材、機械並びに電気設備、労務等の提供について要請者に協力要請し、被害の拡大防止と早期復旧等に資することを目的とする。
- (3) 協定書：別紙1のとおり
- (4) 有効期限：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 対象範囲：早明浦ダム管理施設（ダム本体、貯水池等）
- (6) 総合評価における加点：  
本協定締結者は、機構池田総合管理所が実施する総合評価落札方式の工事発注の競争入札に参加した場合、企業の社会性信頼性における「地域貢献度（災害協定）」で加算評価いたします。

## 2. 協定参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 機構が発注した工事の請負契約において、本公募の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
    - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
    - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
    - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑤ 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事、法面処理工事、機械設備工事又は電気工事のいずれかの認定を受けていること。機構が発注した工事のうち、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合は、工事成績評価表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本店、支店又は営業所が徳島県、香川県、愛媛県又は高知県内に所在すること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 協定締結者の決定方法

協定締結は2. に掲げる協定参加資格を満たしている協定締結希望者で行う。

### 4. 応募資料の担当窓口

#### (1) 担当窓口

〒781-3521 高知県土佐郡土佐町田井6591-5

独立行政法人水資源機構 池田総合管理所 早明浦ダム・高知分水管理所

担当：味蓼（みたで）

TEL 0887-82-0485 FAX 0887-82-0487

本件に係る問い合わせは、9時00分～16時00分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

### 5. 協定参加資格の確認等

#### (1) 協定参加申請書の作成

協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出するものとする。

①協定参加申請書（別記様式）

#### (2) 協定参加申請書の提出

協定参加申請書の提出は、以下のとおり提出するものとする。

①提出方法：書面は持参又は郵送により提出するものとする。

②受付期間：令和7年3月4日（火）から令和7年3月21日（金）まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分～16時00分。

③提出先：4. に同じ。

## 6. 協定締結者等への通知

協定参加資格の確認結果は受付期間の末日から令和7年3月31日までに、書面により通知する。

## 7. 協定参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 協定参加資格がないと通知を受けた者は、通知したその日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により池田総合管理所長に対して協定参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
  - ・受付窓口：4.に同じ
  - ・受付時間：9時00分から16時00分まで
- (3) (1)の書面は郵送するものとし、他の方法によるものは受け付けない。
- (4) 池田総合管理所長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 8. 実施上の留意事項

- (1) 協定参加申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された協定参加申請書は、本協定の参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 機構の都合により、6.の通知及び7.(4)の回答を延期する場合がある。この場合には、協定参加申請書を提出した者に対し、事前に連絡するものとする。
- (4) 協定参加申請書に虚偽の記載をした者は、参加資格確認の対象としなるとともに、協定締結後は協定を無効とする場合がある。
- (5) 提出期限日以降の協定参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された協定参加申請書は、返却しない。
- (7) 本協定の公募に係る資料は、応募するための協定参加申請書以外の目的で使用しないこと。

(別記様式)

協定参加申請書

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構

池田総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住所 〒000-0000  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社  
代表者名 役職名 〇〇 〇〇 印 ※1

令和7年3月4日付けで公募のありました「早明浦ダムの災害時における応急対策に関する協定書」を締結したく申請します。

なお、「早明浦ダムの災害時における応急対策に関する協定書」締結の公募について 2. 協定参加資格を満たしていることを誓約します。

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_  
担当者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_  
※2 連絡先1: \_\_\_\_\_  
連絡先2: \_\_\_\_\_  
メールアドレス: \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。